

埼車協第07-15号
令和7年 7月 8日

各 位

埼玉県自動車車体整備協同組合
理 事 長 泰 楽 秀 一

自動車車体整備士技能認定（登録学科試験）試験申請受付のご案内

- 1、受験資格 (1) 車体整備作業に関し、実務経験が2年以上の者
(2) その他自動車整備認定規則第8条に該当する者
(細部は組合事務局へお問い合わせ下さい。)

2、受付日時及び場所

月 日	時 間	受 付 場 所
令和7年 7月15日(火)	午後6時 ~ 午後7時 <u>時間厳守をお願いします。</u>	振興会 熊谷教室

◎申請希望者は事前に事務局まで必ずご連絡下さい

埼車協事務局：☎048-663-4311

3、申請手続き

- (1) 申請書1通 (事前にお渡し致しますので必ずご連絡下さい)
実務経験証明書1通 (事前にお渡し致しますので必ずご連絡下さい)
- (2) 写真 1枚 (縦 4, 5cm、横 3. 5cm) 上半身、脱帽、
無背景で6ヶ月以内に撮影したもの、但しカラーのポラロイドは不可
- (3) 印鑑 申請者本人の認印、但し本人筆記記名の場合は不要
実務経験証明書作成用に事業所の印鑑
- (4) **認定試験受験料 7, 200円**
※つり銭の無いよう準備して下さい。

- (5) ハガキ 2枚 (試験の案内及び試験結果の通知用)
・受験者のあて先及び郵便番号を表に記載して下さい。

4、試験日 令和7年10月 5日 (日)

5、試験会場 決まり次第連絡致します。

- 6、※注意事項 来年度以降、人数が集まらなく、自動車車体整備講習（二養講習）が開講できない場合があります、先に登録学科試験に合格されても有効期限を超過する可能性があります。よって登録学科試験は、先に自動車車体整備講習（二養講習）を修了してから受験されることをお勧めいたします。